

# 工事成績評定の選択制試行要領

令和5年 4月25日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、徳島県工事成績評定要領第2に規定する工事成績評定（以下「評定」という。）の対象工事について、その規定の特例として、受注者の意向により評定の対象としない「工事成績評定の選択制」（以下「選択制」という。）を試行として行うために必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 選択制を行う対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当初請負額が500万円以上3000万円未満の指名競争入札又は一般競争入札（価格競争）により発注する請負工事のうち、発注者が指定する工事
- (2) 当初請負額が500万円未満の指名競争入札又は一般競争入札（価格競争）による工事に変更契約により500万円以上となった工事で、発注者が指定する工事
- (3) 随意契約による請負工事（請負額が500万円未満のものを除く。）のうち、発注者が指定する工事

## (選択制の取扱い)

第3条 発注者は、対象工事が当初請負額500万円以上の場合は当初契約時に、変更契約により500万円以上となった場合は対象となった変更契約時に、評定実施の意向を様式-1「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）により受注者に確認するものとする。

- 2 発注者は、前条の規定により選択制の対象となった工事であっても、その後の契約変更により請負額が500万円未満となった場合には、評定は行わないものとする。
- 3 第1項の規定に基づき、受注者に確認した結果による取り扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。
  - (1) 受注者が評定の実施を希望しない場合 評定を行わない。
  - (2) 受注者が評定の実施を希望した場合 評定を行う。
- 4 意向確認書の提出は1回とし、原則として、変更は認めないものとする。
- 5 監督員は、工事検査の請求時に工事成績評定の希望の有無を工事検査員に通知するものとする。

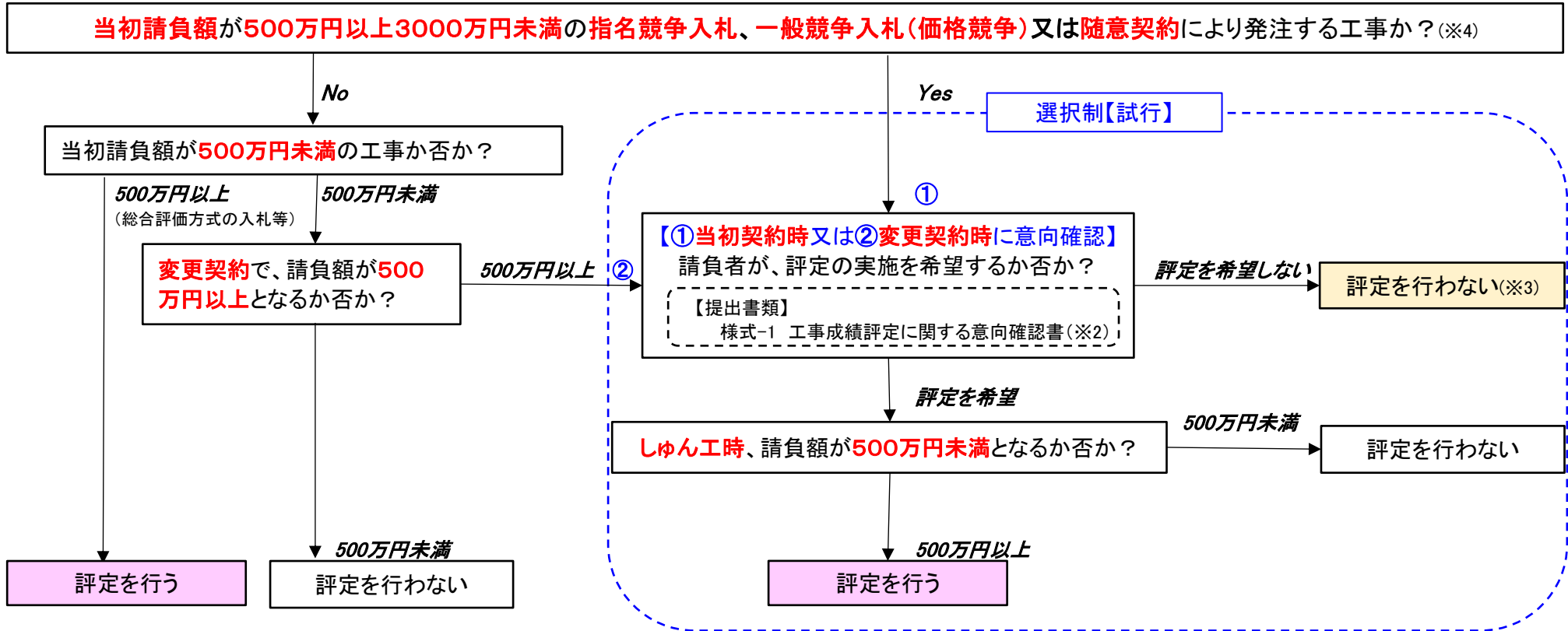
## (雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、選択制の施行に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年5月1日以降に指名通知、入札公告又は随意契約の締結を行うものから適用する。
- 3 この要領の施行に伴い、「工事における成績評定の選択制の試行について（通知）（令和3年4月28日付け公第12号）」（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、廃止の際に旧通知の適用対象となっていた工事については、なお従前の例による。
- 4 この要領の様式-1に相当する旧通知の様式は、当分の間、使用することができるものとする。

## 工事成績評価(選択制)の実施フロー (令和5年5月改定※1)



(※1)令和5年5月1日以降に指名通知、入札公告又は随意契約締結を行う請負工事から適用。

(※2)請負者は、契約時、意向確認書を発注者契約担当に提出。発注者契約担当は、工事監督表に意向確認書を添付。  
意向確認書の提出は1回限りで、原則変更は認めない。

(※3)しゅん工事、変更契約で請負額が3000万円以上となった場合においても、評価を行わない。

(※4)随意契約については当初請負額3000万円以上も選択制の対象に含む。